

お知らせ

富山県土木部

富山県土木部所管建設工事に係る余裕期間制度の試行要領の一部改正について

富山県では、平成 29 年度発注工事から余裕期間制度を導入しているところですが、試行要領を一部改正したのでお知らせします。

1 改定内容

特記仕様書の明示例に以下の項目を追加する。

『余裕期間内に行う資機材の準備及び、技能労働者の手配などの準備等に必要な現地への立入り（工事着手以外の行為とする）については、発注者に了解を得るとともに関係法令等に基づく必要な手続きを行うものとする。』

◇フレックス方式

第〇条 余裕期間制度（フレックス方式）対象工事

- 1 本工事は、円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の始期及び終期を設定することができる工事であり、富山県土木部所管建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領に基づき実施するものとする。
- 2 工事の始期の期限は、契約締結日の翌日から90日以内の〇年〇月〇日、工事の終期の期限は、〇年〇月〇日とする。
- 3 受注者は、工事の始期後14日以内に施工計画書を発注者に提出するものとする。
- 4 受注者は、受注時のコリンズ（CORINS）への登録については、工事の始期後10日（休日を除く。）以内に登録するものとする。
- 5 受注者は、工事の始期後に速やかに、退職金制度届出書を発注者に提出するものとする。
- 6 余裕期間内に行う資機材の準備及び、技能労働者の手配などの準備等に必要な現地への立入り（工事着手以外の行為とする）については、発注者に了解を得るとともに関係法令等に基づく必要な手続きを行うものとする。
- 7 その他この特記仕様書に記載のないことについては、富山県土木部所管建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）実施要領によるものとする。

◇発注者指定方式

第〇条 余裕期間制度（発注者指定方式）対象工事

- 1 本工事は、出水期や厳冬期などにより工事期間や工事の始期が限定されるという施工条件のもとで、円滑な工事施工体制を確保し、発注業務の計画的な履行と平準化を図るため、全体工期内で発注者が余裕期間と実工期を指定する富山県土木部所管建設工事に係る余裕期間制度（発注者指定方式）試行要領に基づき実施するものとする。
- 2 工事の始期は、〇年〇月〇日とする。
- 3 受注者は、工事の始期後14日以内に施工計画書を発注者に提出するものとする。
- 4 受注者は、受注時のコリンズ（CORINS）への登録については、工事の始期後10日（休日を除く。）以内に登録するものとする。
- 5 受注者は、工事の始期後に速やかに、退職金制度届出書を発注者に提出するものとする。
- 6 余裕期間内に行う資機材の準備及び、技能労働者の手配などの準備等に必要な現地への立入り（工事着手以外の行為とする）については、発注者に了解を得るとともに関係法令等に基づく必要な手続きを行うものとする。
- 7 低入札価格調査等により、発注者が指定する工事の始期以降に契約を締結することとなった場合には、余裕期間を適用しないものとする。
- 8 その他この特記仕様書に記載のないことについては、富山県土木部所管建設工事に係る余裕期間制度（発注者指定方式）実施要領によるものとする。

（事務担当）

建設技術企画課 技術指導係

TEL 076-444-3298